

総 則

改訂のポイント 1

改訂の基本方針

今回の改訂は平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行われた。

1 今回の改訂の基本的な考え方

ア 生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ 平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること。

ウ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

2 育成を目指す資質・能力の明確化

「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、次の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱で再整理されている。

ア 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」

イ 「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」

ウ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

3 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

今回の改訂は、高大接続改革という、高等

学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、さらに、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものである。

また、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、生徒一人一人に社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に重要となっている。

そこで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが示され、その際には、次の点に留意して取り組むことが重要であるとされている。

ア 生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

イ 通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。

ウ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、実現を図っていくものであること。

エ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。

オ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

4 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

学校全体として、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ることが求められている。

このため、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことが新たに示されている。

改訂のポイント 2

総則改正の要点

1 総則改正の基本的な考え方

今回の改訂における総則の改善は、次の三つの基本的な考え方に基づき行われた。これらの考え方は今回の学習指導要領全体に通底するものである。

- ア 資質・能力の育成を目指す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める。
- イ カリキュラム・マネジメントの充実を図る。
- ウ 生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働等を重視する。

2 構成の大幅な見直しと内容の主な改善事項

今回の改訂においては、カリキュラム・マネジメントの実現に資するよう、教育課程の編成や実施等に関する流れを踏まえて、総則の項目立てが改善された。

- 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割
- 第2款 教育課程の編成
- 第3款 教育課程の実施と学習評価
- 第4款 単位の修得及び卒業の認定
- 第5款 生徒の発達の支援
- 第6款 学校運営上の留意事項

第7款 道德教育に関する配慮事項

改訂のポイント 3

高等学校教育の基本と教育課程の役割

1 教育課程編成の原則

各学校においては、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行う。

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと。

イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと。

ウ 生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮すること。

エ 課程や学科の特色を十分考慮すること。

オ 学校や地域の実態を十分考慮すること。

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていくことが重視されている。

こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが重要

となる。このため、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指すことが示されている。なお、これらは学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意が必要である。

3 育成を目指す資質・能力

豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図る。その際、生徒の発達段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにする。

- ア 知識及び技能が習得されるようにすること。
- イ 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- ウ 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

4 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導

今回の改訂においては、従前と同様、「就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導」を適切に行うこととし、それらを通じて、「勤労の尊さ」、「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図るべきことが示されている。

就業体験活動（インターンシップ）については、これまで主に高等学校卒業後に就職を希望する生徒が多い普通科や専門学科での実習を中心に行われてきたが、今後は、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、例えば大学・大学院等での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学等の専門機関において実施する就業体

験活動（いわゆる「アカデミック・インターンシップ」）を充実させるなど、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開が示されている。

5 カリキュラム・マネジメントの充実

教育課程の編成を含めたカリキュラム・マネジメントに関わる取組を、学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。また、カリキュラム・マネジメントを効果的に進めるためには、何を目標として教育活動の質の向上を図っていくのかを明確にすることが重要である。

- ア 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- イ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。

※「高校生のための学びの基礎診断」

- ウ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

改訂のポイント 4

教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要である。

なお、各学校において教育目標を設定する際には、次のような点を踏まえることが重要である。

- ア 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- イ 教育委員会の規則、方針等に従ってい

ること。

ウ 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。

エ 学校や地域の実態等に即したものであること。

オ 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。

カ 評価が可能な具体性を有すること。

2 教育課程の編成における共通事項

(1) 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、それぞれの学校の教育目標に従って、卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動とその授業時数を定めることが教育課程編成の最も基本的な事項となる。この場合、生徒が履修すべきものとして定める各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は、従前と同様、74単位以上でなければならない。ただし、これは高等学校在学中に履修させる単位数の下限を定めたものであり、生徒の実態に応じ、各学校が、生徒により多くの単位数を履修させることを妨げるものではない。

(2) 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数

今回の改訂では、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性）とのバランスに配慮し、各必修教科・科目の単位数については、原則として増加させていない。

また、総合的な探究の時間については、従前の総合的な学習の時間に関する規定と同様に、教育課程の編成において各学科に共通して設定すべきものであることを踏まえ、共通教科・科目と同じ表の中で標準単位数が示されている。

(3) 主として専門学科において開設される各

教科・科目

職業に関する各教科・科目については、平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から、各教科の科目構成や各科目の内容の改善が図られている。

(4) 学校設定科目及び学校設定教科

従前と同様、学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学校の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学校設定科目及び学校設定教科を設けることができるとされている。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。また、学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとする。

(5) 各教科に共通する必修教科・科目及び総合的な探究の時間

必修教科・科目とは、課程や学科を問わず、全ての生徒に履修させるものであり、標準単位数を下らない単位数を配当して履修させるものである。

(6) 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、従前と同様、25単位を下らないこととされている。

(7) 総合学科における各教科・科目の履修等

生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにするために、「産業社会と人間」及び専門教科・科目について、

従前と同様、25単位以上開設することとされている。

(8) 年間授業週数

全日制の課程においては、各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、従前と同様、年間35週行うことを標準とするように計画されなければならない。

また、従前と同様、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができることが示されている。

(9) 週当たり授業時数

全日制の課程における週当たりの授業時数については、従前と同様、30単位時間を標準とすることとされている。「標準」ということは、各学校において、それを踏まえつつ、教育的な配慮に基づき、学校や生徒の実態等に応じた授業時数を定めることができるよう弾力的な定め方をしているものである。また、平成21年の改訂では、30単位時間を超えて授業を行うことが可能であることを明確にしたところであるが、今回も、同様に規定されている。

定時制の課程における授業の週数・日数や時数の取扱いを弾力的に運用できるよう、従前と同様、定時制の課程における授業日数の季節配分や週当たり又は1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に配当するものとするとしている。

(10) ホームルーム活動の授業時数

年間の合計としては、35単位時間以上の授業時数を確保しなければならない。

(11) 授業の1単位時間

授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るか

という観点から決定する必要がある。このため、各教科・科目等の授業の1単位時間は、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質に考慮して、各学校において定めることとしている。ただし、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準としており、あくまでも1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を一単位として計算した授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。

改訂のポイント 5

教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目等の指導に当たっては、知識及び技能が習得されるようにすること、思考力、判断力、表現力等を育成すること、学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、その際、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科・科目等の学習の過程を重視して充実を図ることが示されている。

なお、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点は、各教科等における優れた授業改善等の取組に共通し、かつ普遍的な要素である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、平成28年12月の中央教育審議会答申において、次の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や生徒の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資

質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

ア 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。

イ 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。

ウ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

なお、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることに他ならない。

2 コンピュータ等の教材・教具の活用

生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするため、情報活用能力の育成が極めて重要となっている。そこで、今回の改訂においては、人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を、生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされている。

3 指導の評価と改善

「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするため、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

今回の改訂では、各教科等の目標が資質・能力の三つの柱で再整理され、平成28年12月の中央教育審議会答申において、目標に準拠した評価を推進するため、観点別評価について、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することが提言されている。その際、ここでいう「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている点に留意が必要である。

改訂のポイント 6

単位の修得及び卒業の認定

1 各教科・科目の単位の修得の認定

学校においては、学習指導要領の定めるところに従い、履修させるべき各教科・科目とその単位数を定め、その単位数に相応して指導計画を立てるなどして授業を行う。生徒はこれによって各教科・科目を履修し、その成果が各教科・科目の目標に照らして満足できると認められた場合は、通常年度末においてその各教科・科目について所定の単位を修得したことが認定される。

単位の修得の認定は、学校が行うことになっている。これは教師が行う平素の成績の評価に基づいて、最終的に校長が行う。

2 総合的な探究の時間の単位の修得の認定

総合的な探究の時間の単位の修得の認定の要件についても、各教科・科目と基本的に同様である。すなわち、第一に、生徒が学校で定める指導計画に従って学習活動を行うこと、第二に、その学習活動の成果が総合的な探究の時間の目標に照らして満足できると認められることが、単位の修得の認定の要件となる。

3 各教科・科目の単位数の配当

2以上の年次にわたって分割履修する場合には、原則として、年次ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定することとなる。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず、当該各教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該各教科・科目を修得したこととなる。

また、2以上の年次にわたって各教科・科目等を履修する場合の基本的な扱いは、従前と同様であるが、例えば、特定の年度における授業時数は1単位（35単位時間）に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とするため、単位認定は年次ごとに行うことを「原則とする」とされている。

4 卒業までに修得させる単位数

卒業までに修得させる単位数については、従前と同様、74単位以上とされている。これは、各学校で卒業に必要な修得単位数を具体的に規定するに当たって、74単位を下ってはならないという最低必要要件を定めたものである。したがって、学校が74単位を上回る単位数を定めることは可能である。

また、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、その単位数を合わせて20単位まで卒業に必要な単位数に含めることができることとされているが、専門学科及び総合学科に

についてはこのような制限は設けられていない。

5 卒業の認定

校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。

改訂のポイント 7

生徒の発達の支援

1 障がいのある生徒などへの指導

平成30年4月から高等学校等における通級による指導ができることとなった。高等学校等における通級による指導の対象となる者は、小・中学校等と同様である。また、通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障がいによる特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。

今回の改訂では、通級による指導を行う場合について、「特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」と規定された。なお、自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の障がいの状態等の確かな把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

改訂のポイント 8

学校運営上の留意事項

1 カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

各学校が行う学校評価は、教育課程を中心

として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントと関連付けて実施することが重要である。学校評価の実施方法について、「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月文部科学省）では、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断するべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が12分野にわたり示されている。カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・学習指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。

改訂のポイント 9

道徳教育に関する配慮事項

1 高等学校における道徳教育に係る改訂の基本方針

高等学校における道徳教育は人間としての在り方生き方に関する教育として、学校の教育活動全体を通じて行うというこれまでの基本的な考え方は今後も引き継ぐとともに、各学校や生徒の実態に応じて重点化した道徳教育を行うために、校長の方針の下、高等学校において道徳教育推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）が新たに位置付けられた。

また、高等学校の道徳教育の目標等については、先に行われた小学校及び中学校学習指導要領の改訂を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見だしていく思考力、判断力、表現力等や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められていることに対応し、公民科に新たに設けられた「公共」及び「倫理」並びに特別活動を、人間として

の在り方生き方に関する教育を通して行う高等学校の道徳教育の中核的な指導の場面として関連付けるなど改善を行う。

2 道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備

(1) 道徳教育推進教師の役割

道徳教育推進教師には、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれる。その役割としては、以下に示すような事柄が考えられる。

ア 道徳教育の全体計画の作成に関すること。

イ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること。

ウ 道徳教育用教材の整備・充実・活用に関すること。

エ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること。

オ 道徳教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関すること。

カ 道徳教育の研修の充実に関すること。

(2) 協力体制の充実

学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるためには、校長の明確な方針と道徳教育推進教師等の役割の明確化とともに、全教師が指導力を発揮し、協力して道徳教育を展開できる体制を整える必要がある。特に、小・中学校と異なり、道徳科が設けられていない高等学校では、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を軸としながら、ホームルーム担任である教師だけでなく全教師が道徳教育の担当であるという意識で推進する必要がある。